

様式第2号別紙1（第5条関係）

雄武町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び雄武町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、雄武町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に雄武町以外の市区町村に転出した場合
全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
全額
 - (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合
全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に雄武町以外の市区町村に転出した場合
半額
- 3 住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について雄武町に提出することに同意します。